

本日ここに、令和２年度一般会計予算案をはじめとする重要諸案件を提案し、ご審議をお願いするに当たり、新年度の重点施策を中心に所信を申し上げ、議員並びに市民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

令和２年度の重要諸案件について、その概要をご説明申し上げます。

令和２年度は次期総合計画を策定し、今後１０年間の本市の方向性を定める重要な年でございます。さらには令和２年度当初予算編成については、新たな時代「令和」が幕を開けて最初の予算編成であり、伝統と歴史に彩られた日本のはじまりの地 奈良市において未来へ希望をつなぐための予算として編成いたしました。

本市を取り巻く財政状況は依然として厳しく、今後更なる少子高齢化が予想される中で、持続的な発展を目指すため、新年度については財政上有利で時限措置のある市債の活用等により、市民の皆様のいのちと未来の象徴といえます子どもたちの成育環境、教育環境を守るための「いのちと子どもを守る予算」に重点配分したものでございます。

それでは、一般会計歳入歳出予算の概要につきましてご説明申し上げます。

まず、歳入の部でございます。

歳入の根幹をなす市税におきましては、法人市民税法人税割の税率引下げ等により、法人市民税は対前年度比で約５億７千３百万円の減額となるものの、家屋の新增築などにより固定資産税が対前年度比で約２億５千１百万円の増、都市計画税におきましても約８千１百万円の増としております。このほか、個人市民税や事業所税の増収も見込んでおりますことから、市税全体といたしまして、５３３億４、３７１万１千円を計上し、前年度予算比で約２千６百万円の増を見込んでおります。

次に、地方交付税につきましては、令和元年度交付決定額から地方財政計画に基づく推計を行い、総額で１４７億円、前年度予算に比して１３億円の増といたしております。

続いて、国・県からの交付金につきましては、自動車取得税交付金が税制改正により廃止され、前年度に比べ１億４千万円の減額、また幼児教育・保育無償化に伴う地方負担に係る臨時措置の終了等により地方特例交付金が前年度に比べ２億４千万円の減額となる一方で、消費税率引上げに伴い地方消費税交付金が前年度に比べ９億円の増加、また法人市民税法人税割の税率引下げに伴う減収補填として新設される法人事業税交付金を４億円と見込み、その他の交付金を合わせた全体では１０４億６、２９８万７千円となり、前年度に比べ約９億７千万円の増額としております。

次に、国庫支出金は、幼児教育・保育無償化に伴い保育所措置委託費交付金及び認定こども園施設型給付費交付金が増となる一方で、街路事業に係る社会資本整備総合交付

金の減額などによりまして、総額で262億6,380万8千円、前年度予算比で約4億3百万円の減額としております。

続いて、県支出金につきましては、国庫支出金と同じく幼児教育・保育無償化に伴う保育所措置委託費交付金及び認定こども園施設型給付費交付金の増に加え、国勢調査に係る委託金の増などにより、対前年度比約3億9千6百万円の増、総額で92億388万5千円としております。

次に、市債につきましては、臨時財政対策債や河川堤防改修事業債において減額するとともに、その他の事業につきましても引き続き市債発行の抑制に努めたところではございますが、新斎苑整備事業や本庁舎耐震化事業、仮称子どもセンター建設事業、平城西中学校区小中一貫校校舎建設事業など本市の未来への投資となる重要な大型事業に係る市債発行が重なるため、総額で213億3,270万円とし、前年度に比べ約81億3千万円の増額とした次第でございます。

続きまして、歳出の部でございます。

まず、人件費につきましては、退職者が前年度に比べ30名増加する見込みであることから3億7千万円の増となっております。また、職員給与につきましては、令和元年度に実施しております給料の2%独自カットについては行いませんが、効率的な行政サービスが提供できるよう適正な人員配置に努め、退職欠員補充を抑制するとともに管理職加算の段階的廃止についても令和元年度に引き続き実施することなどにより前年度比約7千9百万円の減額としております。一方で、会計年度任用職員制度の導入等に伴い関連経費の執行科目が変更されることで約40億2千1百万円の増額となりますことから、人件費総額では、273億5,516万3千円を計上し、対前年度比約41億8千6百万円の増額としております。

扶助費につきましては、児童扶養手当や生活保護費についてはやや減少いたしますものの、障害者自立支援サービス給付費等の増加等を見込み、322億3,004万6千円とし、前年度予算に比して約2億7千2百万円の増となっております。

また、公債費につきましては、元金償還額におきまして、臨時財政対策債が約3億6千3百万円の増、退職手当債が約1億4百万円の増となりますことなどから、街路事業債の1億9千7百万円減などがあるものの、元金の総額としては約2億6千3百万円の増となります。一方で利子支払額につきましては、借入利率の低減等により約1億6千4百万円の減となり、公債費の総額といたしましては、前年度予算に比べ、約9千9百万円の増額となり、176億117万9千円を計上しております。

次に、投資的経費についてでございます。新年度も引き続き、市債発行の抑制とともに事業の必要性や緊急性を厳しく精査したところではございますが、先ほど市債の説明でも申し上げましたとおり、新斎苑整備事業など本市の未来への投資となる重要な大型事業の予算を確保させていただきましたことから、前年度予算に比べますと約78億4千6百万円の増とし、総額で199億9,281万1千円を計上した次第でございます。

続いて、その他の経費でございます。物件費につきましては、園児数の増加に伴い民間保育所措置経費が増額、また小学校運営管理、学校給食運営管理に係る経費などが増加いたしますが、先ほど人件費の説明でも申し上げましたとおり、会計年度任用職員制度の導入等に伴い関連経費の執行科目が変更されることで約39億1千万円の減額となりますことから、対前年度比約34億3千7百万円減の209億9,092万1千円といたしました。

一方、補助費等につきましては、認定こども園の施設型給付費負担金や幼稚園の施設等利用給付費負担金の増等によりまして、前年度比約8億7千2百万円の増とし、130億8,350万円としております。

また、繰出金につきましても、保険給付費等の増加に伴います介護保険特別会計繰出金が増加となったことなどから、前年度比約4億3百万円の増額とし、92億5,544万7千円を計上いたしました。

以上によりまして、本市の新年度予算は、一般会計におきまして、

1,441億円

となり、前年度予算に比べまして、7.7%の増としたところでございます。

また、国民健康保険特別会計をはじめとする7特別会計におきましては、

784億5,330万円

を計上し、次いで、公営企業会計におきましては、病院事業、水道事業、下水道事業の3会計におきまして、

288億2,200万円

を計上し、これら全会計を合計いたしました全体の財政規模といたしましては、

2,513億7,530万円

となり、前年度の予算と比べまして、5.0%の増となった次第でございます。

続きまして、令和2年度の主要な施策について、4つの柱である「子どもにやさしいまち」、「暮らしやすさと魅力のあるまち」、「災害に強いまち」、そして「オープンでコンパクトな行政運営」のテーマ別にご説明申し上げます。

一つ目のテーマ、**子どもにやさしいまち**に係る主要な施策としましては、急速な少子化が進展する中、本市の未来を担う子どもたちや子育て世代が安心して暮らすことができるよう、これまで以上に施策の充実に取り組んでまいります。

具体的な施策としましては、まず、若年妊婦やひとり親家庭等、子育てに負担を感じる可能性のある世帯に対し、生後半年間に渡りおむつを無償で配布する取組を通して、子育ての悩みや困難さを聴き取り、支援につなげる事を目的として、育児用品等支給事業を実施いたします。この取組により、市の相談窓口に出向くことすら困難な状況の保護者に寄り添った支援を行ってまいります。

次に、保育環境の更なる向上に向けた取組として、新たに保育補助者を雇用し、保育士の勤務環境改善に取り組んでいる民間保育所及び幼保連携型認定こども園の事業者に対して賃金の一部について補助を行ってまいります。

また、子育て中の保護者の負担軽減のため、公立の保育所や認定こども園の0歳から2歳児の紙おむつについて、これまでの持ち帰りから園での処分に運用を見直したいと思っております。

次に、令和元年5月に滋賀県大津市で発生しました園児らの死傷事故を受け、本市におきましても未就学児が日常的に集団で移動する経路等について道路管理者などによる合同点検を実施いたしました。新年度におきましては、その点検結果を基に、防護柵や注意を促す看板の設置などを行い、未就学児の安全対策に取り組んでまいります。

また、狭隘化、老朽化などしておりますバンビーホームにつきましては、月ヶ瀬、都跡、辰市、富雄南、登美ヶ丘、平城西中学校区の6ホームにおいて、子どもたちが快適で安全に過ごせるよう増改築等を行い、安心して仕事と子育てを両立できる環境をつくってまいります。

続いて、仮称子どもセンター建設事業についてでございます。近年、痛ましい事件が後を絶たず大きな社会問題となっております児童虐待について、本市におきましても、子どもたちを守る体制を充実させるため、児童相談所・一時保護所・子ども発達センター・地域子育て支援センター等の機能を併せ持つ複合施設として子どもや子育ての総合的な支援を行う、仮称子どもセンターの設置に向けて、建設設計業務や人材育成を目的とした職員の派遣研修を行い、準備を進めてきたところであり、新年度においては令和3年度の開設を目指し、施設の建設工事に取り組んでまいります。

次に、右京小学校と神功小学校におきましては、児童数が減少しており、校舎の老朽化も進んでおりますことから、両校を統合再編し適正規模の教育環境の確保を図ります。統合再編に当たっては、平城西中学校敷地内に小学校の新校舎を建設し、また併せて平

城西中学校の既存校舎の大規模改修を行い施設一体型の小中一貫校として整備いたします。新年度は新校舎建設工事を行い、令和３年度の開校に向けて着実に進めてまいります。

次に、学校施設的环境改善・長寿命化についてでございます。小中学校において建築後３０年以上が経過し、老朽化が著しい建物も多くあることから、優先順位をつけて改修を行ってまいります。新年度は雨漏りが発生している校舎や体育館の屋上防水工事やトイレ改修に向けた設計を行い、子どもたちの学習環境の充実を図ります。

また、市立一条高等学校についても、老朽化が進む新館校舎の屋上防水工事及びトイレ改修工事を行うほか、昭和３０年代に建設された本館校舎の建替えに向けた設計を行ってまいります。

次に、二つ目のテーマ、暮らしやすさと魅力のあるまちに係る主要な施策でございます。

歴史的文化遺産と豊かな自然に囲まれた本市は、古都１３００年の歴史と古き良き伝統を守り、その景観を保ちながらも、新たな魅力の創造に努め、今後も住み続けたい、訪れてみたいと思っただけのような都市基盤の整備に取り組んでいかなければなりません。

具体的な施策といたしまして、本市が管理する都市公園の園内灯について、現在ほとんどの公園で使用されている水銀を一定量以上含む蛍光灯から、ＬＥＤ照明への切替えを実施することで、省エネルギー化による二酸化炭素排出量削減に伴う環境負荷の低減と電気代の削減を図ります。

また、街路灯についてはこれまで順次ＬＥＤ化を行い、老朽化対策と電気代の節減に取り組んでまいりました。平成２４年度から平成２９年度において防犯灯タイプのＬＥＤ化が完了し、現在は残りのハイウェイ灯タイプのＬＥＤ化に取り組んでおり、新年度におきましては５１５灯のＬＥＤ化を実施いたします。

続いて、本市の都市基盤の整備に関わる施策でございます。

まず、大和西大寺駅周辺地区につきましては、奈良の玄関口としてふさわしいまちづくりを目指し、利便性と快適性を兼ね備えた良好な市街地を形成するための整備を進めてまいりました。新年度におきましても、駅南北の分断を解消し、安全な通行を確保するための南北自由通路整備工事を引き続き進めますとともに、交通ターミナルとしての利便性及び快適性の向上を図るため、駅前広場の整備を実施してまいります。

次に、都市計画道路大和中央道敷島工区につきましては、市域を南北に縦断する主要な幹線道路として、また、大和西大寺駅周辺の交通渋滞の緩和を目的として整備を進め

ているところでございますが、引き続き用地取得及び整備工事の進捗を図り、早期の供用開始を目指してまいります。

また、都市計画道路六条奈良阪線につきましても、将来的にＪＲ新駅や仮称奈良インターチェンジの整備により交通結節点として新たな奈良の南の玄関口となる地域と、国内外から多くの観光客が訪れる奈良公園周辺ゾーンとをつなぐアクセス道路となることを見据え、整備を進めているところでございますが、新年度におきましても、令和３年度末の工事完了を目指し、引き続き着実に整備工事を実施してまいります。

続いて、生活道路の維持補修についてでございます。老朽化による穴ぼこや舗装のひび割れ等は重大事故につながる危険性もあるほか、スムーズな通行の妨げとなりますことから、舗装の補修や道路側溝の修繕等を確実に行之、安全・安心で快適に通行できる道路環境を確保してまいります。

また、新年度は、市道の主要路線や交通量の多い重要路線を中心とした路面性状調査を実施し、調査結果を基に舗装修繕計画を策定することで、国の財政支援の活用を図りながら、損傷の著しい路線の早期かつ計画的な舗装補修工事を行ってまいります。

続いて、新斎苑整備事業につきましては、市政の喫緊の課題として、引き続き令和４年１月の完成に向け、着実に工事を進めてまいりたいと考えており、新年度につきましては、橋梁架設、敷地造成及び建築工事を実施するとともに、地域活性化対策事業についても順次進めてまいります。

また、クリーンセンター建設計画につきましては、七条地区を候補地として絞り込み、県北部地域でのごみ処理の広域化に向けた近隣の関係自治体との協議を進めますとともに、施設整備に向けた環境影響評価の第一段階として配慮書作成に取り組んでまいります。

次に、三つ目のテーマ、**災害に強いまち**に係る主要な施策についてでございます。

近年頻発し、被害も甚大となっている台風や豪雨、また発生が懸念されている南海トラフ地震、奈良盆地東縁断層帯地震などから市民の皆様の生命・財産を守るための施策に、交付税措置のある緊急防災・減災事業債を活用することで、財政負担を極力抑えながら重点的に取り組み、将来にわたって市民の皆様に、このまちで安心して暮らしていただけるよう取り組んでまいります。

具体的な施策といたしまして、まず、災害時に来庁者や職員の生命を守り、防災拠点としての役割も担う市役所本庁舎の耐震化整備事業につきましては、今年度開始いたしました耐震補強工事を、令和２年度中の完了に向け、着実に進めてまいります。

次に、月ヶ瀬行政センターにつきましても、月ヶ瀬地域の市民サービスの拠点、地域の災害対応拠点であるにもかかわらず、現行の耐震基準を満たしていないことから、今年度に耐震化に向けた設計を実施し、新年度におきましては、設計に基づく耐震補強工事を進めてまいります。

続きまして、災害に備えた体制整備に関わる施策でございます。

本市の指定避難所につきましては、その開設、運営のため、現在各施設に交代も含め4名ずつ、市職員を避難所配置職員として指名しているところですが、一方で、市としては、被害の拡大防止、被災者への対応、一日も早い復旧、復興に向けた災害対応業務も進めなければならない、それらの業務により多くの職員が必要となります。また、地震などの大規模災害発生時においては、指定避難所の鍵を所持した避難所配置職員自身も被災し、速やかに指定避難所の開設ができないことも想定されます。その対策として、災害対応業務により多くの職員を充てるため、本市の指定避難所の開設、運営について、地区自主防災防犯組織への委任を進めるとともに、避難所配置職員や施設管理者が避難所に到着ができない場合においても地区自主防災防犯組織などにより、地域で迅速に避難所を開設していただけるよう、指定避難所にキーボックスを設置するものでございます。

次に、災害情報や避難勧告等の情報を一斉に伝達することができるデジタル同報系防災行政無線子局の整備でございます。大規模地震だけでなく、近年頻発化・激甚化する台風などの風水害に備え、市民への災害情報伝達体制の強化が喫緊の課題となっている中、現在同報系防災行政無線の放送内容が届かないエリアが多くございます。プッシュ型で直接的に情報伝達が可能手段として、極めて重要な同報系防災行政無線の屋外拡声子局を、未整備地域に25箇所整備し、「聞こえない」、「聞こえにくい」エリアの解消に向け取り組むものでございます。

次に、災害対応型危険物自家給油取扱所の建設についてでございます。大規模災害時には緊急車両の燃料供給も極めて困難になると想定されることから、平常時は消防車両等への給油設備として、大規模災害発生時等には各消防署所等の自家発電設備への燃料補給の拠点として、軽油2万リットル、ガソリン1万リットルを備蓄できる災害対応型危険物自家給油取扱所を消防局敷地内に、また、軽油5千リットル、ガソリン2千リットルを備蓄できる施設を東消防署敷地内に建設し、併せて南部分署におきましては浸水対策として 既設の非常用発電設備の50cm床上げを行います。

次に、ならまちセンターの非常用発電設備の機能強化についてでございます。ならまちセンターについては、現在 非常用発電設備の燃料タンク容量が490リットル、運

転可能時間は4.5時間であり、2次避難所であるとともに大規模災害時に市民のほか多くの観光客も避難することが想定される施設としては十分でないため、タンクを増設し容量950リットルで8時間運転できるよう整備を行います。また、中部公民館についても、市民のほか多くの観光客の避難が想定される2次避難所であることから、現在故障により稼働していない非常用発電設備を更新するとともに、タンクを増設し、26時間の運転ができるよう整備を行うものでございます。

次に、四つ目のテーマ、**オープンでコンパクトな行政運営**に係る主要な施策についてでございます。

これまで様々な行財政改革を進めてまいりましたが、依然として本市の財政状況は大変厳しい状況にございます。

引き続き、職員数の適正化を図っていく中で、市民の皆様の暮らしに直結する行政サービスの質の維持・向上や、ICTの普及・充実など時代の変化への対応を図りながら、市民目線に立ったきめ細かな行政サービスを長期間にわたって持続していくため、更なる行財政運営の効率化に取り組んでまいります。

具体的な施策といたしまして、まず、ICTを活用した窓口での手続改善でございます。転入転出の届出の際など、各種手続に何度も住所や氏名などの同じ項目を記入していただくことや、必要な手続を行う窓口がわかりにくいことなど、お手間とご不便をおかけしていた状況を改善するため、今年度から転居等の手続について窓口でタブレット端末にQRコードをかざすとスマートフォンに事前入力したデータが表示されるスマート申請の実証実験や死亡手続をワンストップで受け付けるおくやみコーナーの開設を実施しており、新年度につきましても、スマート申請による転居等手続の効率化及び対応窓口の拡大や、各種手続のインターネット申請制度構築に向けた取組を実施してまいります。

次に、中央、西部、北部図書館での図書貸出・返却・予約の自動化でございます。誰もが気軽に、生涯にわたって読書を楽しめる環境づくりの一環として、図書の貸出と返却及び予約をした図書の受取が、利用者自身で行える環境を令和2年度中に構築することを目指し、自動貸出機、自動返却機、予約棚の整備を行います。

続いて、建築計画概要書のデータ化についてでございます。建築計画概要書は建築基準法に規定する建築確認等がなされた建築物の概要が記載された書面で、窓口にて閲覧、写しの交付申請が行えますが、現在、紙媒体で保管されており、保管場所の確保と紙の劣化が課題となっておりますことから、新年度におきましては紙媒体からデジタルデー

タへの変換作業を進め、将来的なオンライン検索・閲覧が可能なシステムの導入を検討してまいります。

次に、家庭系ごみの収集運搬業務につきましては、これまでも民間委託の拡大を進めてまいりましたが、新年度は、初めて株式会社奈良市清美公社以外の民間事業者への委託が始まり、また、再生資源の収集運搬業務につきましても、新たに市街地区域での民間委託を開始します。

次に、はしご付消防自動車を相楽中部消防組合と共同で購入し、共同運用に向けた検討と体制を整備することにより、購入及び維持管理経費の財政負担を軽減することで、県域を越えた効率的な消防体制の確立を目指してまいります。

次に、奈良市企業局の上下水道事業の予算につきましてご説明を申し上げます。

まず、水道事業会計につきましては、良質な水を作り、老朽施設の更新と耐震化等災害対策をより一層進め、今後も安全で安心できる水道水の安定供給に努めてまいりますとともに、お客様サービスの向上や更なる経費の削減に取り組んでまいります。

次に、下水道事業会計につきましては、令和2年5月分から使用料を改定させていただくことで抜本的な経営改善の目途がついたところですが、依然として施設の維持管理费用や企業債の元利償還金等の固定的な費用が多額を占めていることから、今後も更なる企業努力に励んでまいります。

以上、主要な施策の概要について、ご説明申し上げた次第であります。

続きまして、以下、残余の案件につきましてご説明申し上げます。

条例関係の主なものとしまして、議案第25号 奈良市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定についてでございますが、地方自治法の一部改正に伴い、市長、職員等の市に対する損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定して、それを超える額を免責する旨を条例で定めることが可能となったため、当該条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第34号 奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の制定についてでございますが、建設発生土その他の土砂等による土地の埋立て等について、災害の防止及び生活環境の保全のため、必要な規制を定める条例を制定しようとするものでございます。

議案第36号 奈良市工場立地法準則条例の制定についてでございますが、企業誘致促進のため、工場立地法の規定により定められた緑地面積率等の基準について、国の定める基準の範囲内で、これを緩和した基準を定めようとするものでございます。

議案第37号 奈良市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の制定についてでございますが、同じく企業誘致促進のため、地域経済牽引事業者が促進区域内に対象施設を設置したときは、当該施設に係る固定資産税を3年間免除することができる特例を定めようとするものでございます。

なお、その他の条例につきましては、主として、これまで申し上げました予算案に関連する制定及び改正案でございますので、個々の説明は省略をさせていただき、それらの詳細につきましては、別添関係議案等によりご承知いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第42号 包括外部監査契約の締結についてでございますが、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、公認会計士福竹徹氏と、1千2百万円を上限とする額で契約締結をしようとするものであります。

次に、議案第43号及び議案第44号は、市道路線の廃止及び認定についてでございます。南部第55号線など3路線について、JR奈良駅南特定土地区画整理事業などにより、路線の起終点に変更が生じたため廃止し、南部第722号線など31路線について、開発行為により新設された道路の引き継ぎなどにより、認定を行うものでございます。

次に、議案第45号から第50号 公の施設の指定管理者の指定についてでございます。地方自治法第244条の2第3項の規定により、22施設につきまして、それぞれの指定管理者及び指定の期間を定めようとするものでございます。

以上、ただいま一括上程になりました案件につきまして、その概要を申し上げた次第でございます。

ご審議の上、ご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(以 上)